

明けましておめでとうございます !

旧年中は大変お世話になり有難うございました。

今年は庚寅（かのえとら）の年です。改革路線の継承と明瞭な変化を啓示しているそうです。今までコツコツと積み上げてきたことが継承更新され、次世代へ繋げていく時だそうです。経済の大きな回復は期待できそうにありませんが、地道に正直に頑張りましょう。

政府は昨年末に「住宅版エコポイント制度」の創設を発表しました。新築は昨年 12 月 8 日着工分から、リフォーム（開口部の断熱改修、壁・屋根・天井・床の断熱改修 etc）は今年 1 月 1 日着工分から今年 12 月 31 日までに着工することができるものとなっています。エコポイントの申請期限はまだ決まっていますが、予算の 1000 億円に達した場合は申請期限前でもポイント発行は打ち切られる予定です。申請にはエコポイント発行の対象であることを証明することが必要です。①住宅性能表示制度（省エネルギー対策等級 4）の設計住宅性能評価書、②長期優良住宅の認定通知書または適合証、③住宅省エネラベル（第三者評価）の適合証、④フラット 35 S（省エネルギー性）の適合証明書、または住宅性能評価機関の「エコポイント対象工事証明書」のいずれかを申請時に添付する必要があります。但し、長期優良住宅普及促進事業の補助金とは併用できません。コストの高い住宅を作って、新築で 30 万ポイント、リフォームで最大 15 万ポイント程度を見込んでいるようです。制度については今月から全国で講習会が開催される予定です。私は使用される木材の量（40 坪の平均的木造住宅で約 15.4 トンの二酸化炭素を吸収固定している）にこそエコポイントをつけるべき、と考えますが、今回は省エネが対象です。木造住宅の振興に繋がる事を期待しましょう。

【情報】

*製材品質と表示及び合法木材供給事業者研修会が開催されます

日時 平成 22 年 1 月 21 (木) 9:00~15:00
場所 県民交流センター 4F 大研修室 4
内容 ・製材工場における「製材と製材品乾燥の品質管理・表示体制の整備」
・合法性等の証明制度・合法木材の流通の現状・鹿児島県の合法木材流通方針、
同実施要領等について
申込先 県林材協会連合会 H22. 1. 15 までに Fax099-268-1000

*木造住宅再生 補強見学会が開催されます

日時 平成 22 年 1 月 29~30 日(金・土) 10:00~17:00
場所 東京都板橋区徳丸 2-19-2
内容 築 37 年の木造住宅は、旗ザオ敷地で専用通路の幅が 2m 以下の土地にあり、
現行建築基準法では再建築不可の物件です。今回が最終の見学会となります。
問合せ 既存建物耐震補強研究会 (Tel0120-37-0167)

【定休日】

1 月は 1, 2, 3, 4, 10, 17, 23, 24, 31 日となります
2 月は 6, 7, 11, 14, 20, 21, 28 日となります
ご協力お願いします。

